

令和8年度 白井市監査計画

1 基本方針

令和8年度の監査等の実施に当たっては、事務の正確性や合规性はもとより、最少の経費で最大の効果を上げているかといった経済性、効率性、有効性の観点を重視するものとする。

また、監査等の実効性を確保するため、過年度の監査等における指摘事項についての改善状況の確認にも留意する。

2 主たる監査項目及び着眼点

監査等の実施にあたっては、主に次に掲げる項目及び着眼点について行うものとする。

- (1) 職員の配置状況及び事務分掌が、適正かつ合理的、効率的に行われているか。また、職員の年次休暇等の取得状況は適正か。
- (2) 予算の執行が、適正かつ効率的に行われているか。
- (3) 事務事業の執行及び管理運営が、適正かつ効率的に行われているか。
- (4) 工事及び委託事業等の契約事務が、適正かつ効率的に執行されているか。
- (5) 物品の購入が計画的かつ効率的に行われているか。

3 実施予定の監査等の種類及び対象

(1) 定期監査（地方自治法第199条第4項）

財務に関する事務の執行が、適正かつ効率的に行われているか、経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているかを重点に監査を実施する。

この監査において、特に財務に関する事務の執行については、事務書類の正確性等について審査する。

監査は、全部課等を対象とし、原則として隔年で実施するものとする。

対象期間は、次項「4 監査等の種別実施予定時期」に定める別表中、4月から9月までに予定されている監査については、令和7年度とし、10月から3月までに予定されている監査については、令和8年度とする。

なお、必要に応じて前回実施した監査以降の事務の執行状況についても対象とする。

監査を実施する前に監査委員事務局職員（以下、「事務局職員」という。）は監査委員に対して、予備調査の結果について報告するものとする。

（２）行政監査（地方自治法第 199 条第 2 項）

事務の執行が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を上げるよう行われているか、その組織及び運営の合理化に努めているかなどを定期監査と併せて監査する。

（３）財政援助団体等監査（地方自治法第 199 条第 7 項）

令和 7 年度を対象期間として、市が財政的援助を与えている団体（市が交付した補助金等が 500 万円以上の団体）又は公の施設の管理を行わせている団体について、当該財政的援助に係る出納その他の事務の執行が、適正かつ効果的に行われているか、所管部課等が当該団体に対して、指導助言及び財政状況の確認を適切に行っているかを重点に監査を実施する。

（４）決算審査（地方自治法第 233 条第 2 項及び地方公営企業法第 30 条第 2 項）

令和 7 年度を対象期間として、関係諸表の計数の正確性を確認するとともに、予算の執行又は事業の経営が、適正かつ効率的に行われているかを重点に審査を実施する。

ア 一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査

決算書等の証書類の計数が適正なものとなっているか確認するとともに、予算執行及び財産管理の状況について、適正に執行されたかを審査する。

イ 公営企業会計決算審査

決算書等の証書類の計数が適正なものとなっているか確認するとともに、経営成績及び財政状況等について審査する。

（５）基金運用状況審査（地方自治法第 241 条第 5 項）

令和 7 年度を対象期間として、基金の運用状況を示す書類の計数が、適

正なものとなっているか確認するとともに、基金の運用が設置目的に沿い、適正かつ効率的に行われているかを重点に審査を実施する。

(6) 健全化判断比率等審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項）

令和7年度を対象期間として、健全化判断比率及び資金不足比率の算定が適正に行われているか、それらの算定の基礎となる書類が、適正に作成されているかを重点に審査を実施する。

(7) 例月現金出納検査（地方自治法第235条の2第1項）

各会計の毎月の現金の出納等について、計数が適正なものとなっているかを証拠書類により検証するとともに、現金の出納事務が適正に行われているかを重点に検査を実施する。

この検査において、監査委員は、会計管理者に対し、毎月例日を定め、一般会計及び各特別会計についての検査を実施する。

また、公営企業担当部課長に対しては、水道事業会計及び下水道事業会計についての検査を実施するものとし、その対象月は、5月、7月、10月及び1月とする。

検査は、原則として毎月20日に実施するものとし、検査実施前に事務局職員は監査委員に対して、予備調査の結果について報告するものとする。

また、検査の一環として、各課等における現金の保管状況についても検査を実施する。（現金検査）

4 監査等の種類別実施予定時期

監査等の種類別実施予定時期、対象部課等は、別表第1のとおりとする。

5 監査等の実施体制

監査等の実施体制は、次のとおりとする。

- (1) 監査委員監査は、監査委員が行う説明聴取等を実施する監査とする。
- (2) 予備調査は、監査委員監査を実施する前に事務局職員が行う調査とする。
- (3) 実地検査は、監査委員及び事務局職員による実地の検査とする。
- (4) 書面審査は、監査委員及び事務局職員による書面の審査とする。

6 監査等の結果における区別の決定

監査等の結果における区別の決定に当たっては、本計画に定める監査の着眼点の各項目に照らし別表第2のとおり区分するものとする。

7 監査結果等の報告・公表

監査等の結果については、速やかに市長及び議会議長へ提出するとともに、監査委員事務局のホームページや情報公開コーナーを活用して、市民に積極的に、かつ、わかりやすく公表を行う。

また、講じた措置の内容についても同様に公表を行う。

8 監査結果のフォローアップ

(1) 監査結果に基づく改善措置が適切になされているかを把握、確認するとともに、必要に応じ措置状況の報告を求める。

(2) 監査結果やそれに基づき講じられた措置の内容について、全執行機関等における情報の共有化を図る。

9 その他

本計画に定める各監査のほか、監査を実施する必要性が生じた場合は、その都度監査委員が協議し実施する。

別表第1

令和8年度監査等実施予定表

監査等の種類	4月	5月	6月 (議会)	7月	8月	9月 (議会)	10月	11月	12月 (議会)	1月	2月	3月 (議会)
例月現金出納検査	例月現金出納検査日は原則20日とし、休日に当たる場合は事前に協議の上決定、検査実施日の約1カ月前に通知											
一般会計 特別会計	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
水道事業会計 下水道事業会計		○		○			○			○		
現金検査			○							○		
決算審査 基金運用状況審査 健全化判断比率等審査				○ 事前審査	○ 本審査	○ 意見報告						
定期監査	定期監査日は原則最終週とし、詳細は事前に対象課等と協議の上決定、監査実施日の約1カ月前に通知											
対象部課等		○市民環境 経済部 ・産業振興課 ○福祉部 ・高齢者福祉課 ○健康子ども 部 ・健康課	○教育部 ・生涯学習課 ・文化センター ・学校給食センター				○総務部 ・危機管理課 ・課税課 ・収税課(固定資産評価 委員会含む)	○会計課 ○農業委員 会事務局 ○議会事務局	○都市建設 部 ・都市計画課 ・上下水道課	○政策推進 部 ・企画政策課 ・秘書課		
財政援助団体等監査							○ 公民センター					
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・定期監査の実施は隔年とし、今年度は36課等のうち、16課等を実施対象とする。 ・定期監査及び財政援助団体等監査の日程は、事前に各部課等と調整する。(所要時間は1課あたり1時間程度、部課等長は原則出席) ・決算審査は、一般会計・各特別会計・水道事業会計・下水道事業会計を実施対象とする。 ・決算審査の本審査、基金の運用状況審査及び健全化判断比率等の審査期間は、3日程度とし、8月の第一週目に実施予定とする。 											

別表第2 監査等の結果における区別

区別	判断の基準	処理
指摘事項	<ul style="list-style-type: none"> ・法令等に重大な違反や不正行為があるもの。 ・経済性、効率性又は有効性に著しく合理性を欠くもの。 ・予算の目的に反しているもの。 ・監査委員が特に必要と認めるもの。 	<ul style="list-style-type: none"> ・監査等の結果に詳細を記載し、公表及び市長等への報告を行う。 ・監査結果に基づく措置の状況の報告の提出を市長等から求める。 ・市長等から措置を講じた旨の報告の提出を受けた場合は、これを公表する。
注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・指摘事項とするには至らないが、妥当性に欠け改善を要するもの。 ・経済性、効率性又は有効性に合理性を欠くことが懸念されるもの。 	<ul style="list-style-type: none"> ・監査等の結果に詳細を記載し、公表及び市長等への報告を行う。
口頭指導事項	<ul style="list-style-type: none"> ・指摘事項、注意事項とするには至らないが、改善することで適正な事務等の執行が図れるもの。 	<ul style="list-style-type: none"> ・口頭により指導を行う。